

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する取扱規程

目次

- 第1章 総則(第1条～第2条)
- 第2章 研究活動の不正行為等の防止に係る体制及び責務(第3条～第4条)
- 第3章 告発等の受付及び告発者の取扱等(第5条～第7条)
- 第4章 告発等に係る事案の調査(第8条～第23条)
- 第5章 認定後の措置(第24条～第27条)
- 第6章 モニタリング及び内部監査(第28条)
- 第7章 補則(第29条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用への対応について必要な事項を定め、研究活動を適正に運営及び管理することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 研究者 大学において研究活動を行っている全ての者(雇用形態等を問わない)をいう。
- (2) 事務職員等 大学において事務の業務等(補助を含む)に従事している全ての者(雇用形態等を問わない)をいう。
- (3) 不正行為 故意、又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる第4号から第11号（第4号から第6号については「特定不正行為」という。）に定めるものをいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは除く。
- (4) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすることをいう。
- (5) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を変えたり、それを記録し、又は変更若しくは変造したデータ、結果等を用いて研究の報告、論文等を作成若しくは発表することをいう。
- (6) 盗用 他の研究者のアイディア、研究過程、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。
- (7) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することをいう。
- (8) 不適切なオーサーシップ 研究成果の論文の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載することや著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと、又は、当人の承諾なしに著者を加えることをいう。
- (9) 不正行為の証拠隠滅・立証妨害 研究活動上の不正行為が指摘された際の、当該不正行為の証拠隠滅・立証妨害をいう。

- (10) 研究費の不正使用 法令等の規定に違反した研究費の使用及び予算執行並びに不適正な研究費の運営・管理をいう。
- (11) その他研究の実施に当たり、法令及び関係規程等の違反する行為
- (12) 研究費 大学から配分される研究費、競争的資金及びその他の団体又は個人から配分される全ての研究費をいう。
- (13) 資金配分機関 研究者に対して研究費を配分する国、県及びその他の団体又は個人をいう。
- (14) 競争的資金 研究者から提案された研究課題を評価し、決定された競争的要素を有するものであり、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、その他国庫連補助金及び団体又は個人から配分される類似の資金をいう。
- (15) 研究機関 研究者が所属する機関又は対象となる競争的資金を受けている機関をいう。

第2章 研究活動の不正行為等の防止に係る体制及び責務

(不正防止体制及び方針)

第3条 大学における不正行為を防止し、研究活動を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、同副責任者及び研究倫理教育等責任者をおく。

- (1) 最高管理責任者は、大学全体を統括し、不正行為の防止、研究活動の運営及び管理について最終責任を負い、学長をもって充てる。
 - (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動について大学全体を統括する実質的な責任と権限を有し、副学長をもって充てる。
 - (3) 研究倫理教育等責任者は、研究倫理等に係る知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を有し、保健福祉学部長をもって充てる。
 - (4) コンプライアンス推進責任者は、研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有し、不正防止対策に関する責任を有し、事務局長をもって充てる。
 - (5) コンプライアンス推進副責任者として、コンプライアンス推進責任者を補佐し、不正防止対策の取組みの具体的な実施に関する責任を有し、事務局総務部長をもって充てる。
 - (6) 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、また明らかになった研究活動上の不正行為を発生させる要因（以下「不正発生要因」という。）が研究活動上の不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）に反映されているかを確認し意見を述べる。
- 2 最高管理責任者は、不正行為を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の充実に努めるため、統括管理責任者、研究倫理教育等責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究活動の管理ができるよう適切にリーダーシップを發揮しなければいけない。
- 3 最高管理責任者は、不正防止に関する取組みとして、大学における行動指針などの周知徹底し、研究者及び事務職員等の意識向上に努めるとともに、研究倫理教育及びコンプライアンス研修等を定期的に実施し、当該受講者に誓約書の提出を求めるものとする。
- 4 研究者及び事務職員等は、大学における行動指針に則り、研究活動における不正行為を行ってはならない。

(不正防止計画)

第3条の2 最高管理責任者は不正発生要因を把握し、その対応のため、不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

(不正防止計画推進部署)

第3条の3 最高管理責任者の下、全学的な観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進部署を置き、総務課をもって充てる。

2 不正防止計画推進部署は、不正防止計画を策定し、その実施状況を確認するものとする。

3 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見を求めるものとする。

(競争的資金に係る事務処理手続き)

第4条 競争的資金の事務処理手続きは競争的資金ごとに定められた要綱のほか公立大学法人神奈川県立保健福祉大学会計規則及び非常勤職員の雇用等に関する取扱い等に準じて取り扱うものとする。

2 競争的資金の事務処理に関する職務権限については、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学組織規則に従って行うものとする。

3 競争的資金等の取引業者は、神奈川県の競争入札の参加者の資格に関する規則第7条に基づき入札参加資格者名簿に登載された者（以下、「有資格業者」という。）とする。なお、有資格業者でない業者と取引を行う場合は、大学の不正対策に関する方針等を周知・徹底し、一定の取引実績等を考慮して、誓約書等の提出を求ることとする。

4 研究費のうち、競争的資金の事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口は、事務局財務課長をもって充てる。

5 競争的資金の不正への取組みに関する規程等の情報は公表しなければならない。

6 研究データの保存、開示は、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究データ等管理・保存に関する取扱規程、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学個人情報保護規程等に準じて行うものとする。

第3章 告発相談等の受付及び告発者の取扱い

(告発等の受付体制)

第5条 不正行為に関する告発等を受け付ける窓口は、コンプライアンス推進副責任者をもって充てる。

2 コンプライアンス推進副責任者は、前項の告発等を受けた場合は、ただちに最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者へ報告するものとする。

(告発等の取扱い)

第6条 告発は、申立書（第1号様式）、電話、FAX、電子メール、面談により行うものとする。

2 告発は、原則として、顕名により行い、不正行為を行ったとされる研究者又はグループ、不正行為の態様等事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているものを受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発に準じた取扱いをすることができる。

4 告発を受けた研究者の異動があった場合又は共同研究等を行っている場合は、当該告発を他の研究機関に回付又は通知する。

5 他の研究機関から調査の要請があったときは、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

6 顕名で告発があった場合、最高管理責任者は告発者に受け付けたことを通知する。

7 報道や学会等で不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名により告発があった場合に準じて扱う。

8 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発のあった場合に準じてその内容を確認し、及び精査し、相当の理由があると認めた場合は、当該事案の調査を開始することができる。

9 不正行為が行われようとしている若しくは不正行為を求められているという告発又は相談については、その内容を確認、精査し、相当の理由があると認めたときは、最高管理責任者は被告発者に警告を行うものとする。

ただし、被告発者が大学に所属しない研究者の場合は、告発又は相談を被告発者の所属する研究機関に回付することができる。

(告発者・被告発者の取扱い)

第7条 コンプライアンス推進副責任者は、告発内容や告発者（前条第8項及び第9項における相談者を含む。以下、この条において同じ。）の秘密を守るために、告発を受け付ける場合、個室で面談を行う等適切な方法を講じなければならない。

2 告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

3 調査事案が漏洩した場合、最高管理責任者は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中においても調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、この限りではない。

4 悪意（被告発者を陥れるため又は被告発者が行う研究を妨害するために専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する研究機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、最高管理責任者は告発者に調査への協力を求めることができる。

5 悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、理事長は、告発者の氏名の公表又は刑事告発を行うものとする。

6 告発がなされたことのみをもって、被告発者の全面的な研究活動を禁止しない。

第7条の2 最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 理事長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、内部規定に従って、その者に対して処分を課すことができる。

4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

第7条の3 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発されたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 理事長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、内部規定に従って、その者に対して処分を課すことができる。

3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

第4章 告発等に係る事案の調査

(調査機関の設置)

第8条 最高管理責任者は、告発等を受けた場合は速やかに調査委員会を設置するものとする。

- 2 調査委員会の委員は、公正かつ透明性の確保の観点から、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会の委員は、原則として次の各号に掲げる者とし、委員の過半数は、公正かつ透明性の観点から本学に属さない外部有識者でなければならない。
 - (1) 本学の統括管理責任者等 2名
 - (2) 最高管理責任者が指名した外部有識者 2名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 1名
- 4 委員長は合議により決定する。
- 5 最高管理責任者は必要に応じ、指名する職員を調査委員会に加えることができる。
- 6 調査委員会の委員は、調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 7 調査委員会に係る事務は、コンプライアンス推進副責任者が行う。
- 8 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名や所属を告発者及び被告発者及び当該調査に關係する研究機関に通知するものとする。
- 9 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

(予備調査)

第9条 調査委員会は、告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。

- 2 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 3 最高管理責任者は、告発を受け付けたとき、被告発者が所属する大学の各学科長等や関係者に対し、保有する資料の保全を依頼することができる。
- 4 予備調査は、前項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行う。
- 5 予備調査の結果について、調査委員会は速やかに最高管理責任者へ報告するものとする。
- 6 最高管理責任者は、告発を受け付けた後、概ね30日以内に本調査を行うか否か決定するものとする。
- 7 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合には、その旨を理由とともに告発者又は調査依頼のあった他の研究機関に通知する。この場合において、告発者や資金配分機関の求めに応じ、予備調査に係る資料等を開示することができる。

(本調査の通知)

第10条 本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が大学以外の機関に所属している場合は、これに加え当該所属機関にも通知する。

- 2 本調査を行う研究が他の研究機関との共同研究による場合は、最高管理責任者は他の研究機関に本調査を行う旨通知する。
- 3 当該事案に係る研究が競争的資金による場合は、最高管理責任者は、当該競争的資金の資金配分機関及び関係省庁に本調査を行う旨通知する。
- 4 本調査は、実施決定後、概ね30日以内に開始するものとする。

(本調査の調査体制)

第 11 条 最高管理責任者は、第 8 条第 1 項の規定による調査委員会に本調査を行わせるものとし、調査委員会に当該研究分野の研究者であって外部の者を加えることができる。

- 2 告発者及び被告発者は、第 8 条第 6 項の規定により通知を受けた調査委員会委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から 7 日を経過する日までに異議申立書（第 2 号様式）を提出することができる。
- 3 異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（調査方法）

第 12 条 調査委員会は、当該研究に係る論文、実験又は観察ノート、データ等の資料を精査し、関係者の事情聴取を行い、必要に応じて再実験を求めるとともに、被告発者の弁明の聴取を行わなければならない。

- 2 調査委員会が再実験を求めた場合に要する期間及び経費等は、大学が保障する。
- 3 被告発者は、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われ、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを科学的根拠として、基本的な要素（生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等）を示して説明しなければならない。
- 4 被告発者が科学的根拠を示せない場合は、不正行為とみなす。また、被告発者が本来存在するべき基本的な要素の不足により特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者の責に帰することのできない事由により科学的根拠が滅失した場合は、この限りでない。
- 5 研究費の不正使用に係る調査においては、研究費の使用に関する関係文書及び物的証拠の精査等により行うものとする。
- 6 大学以外の研究機関において調査が必要な場合は、当該機関に協力を求めるものとする。

（調査の対象となる研究）

第 13 条 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究をも含めることができる。

（証拠の保全措置）

第 14 条 最高管理責任者は、本調査を行うに当たって、告発等に係る研究資料等を保全する措置をとるものとする。他の研究機関において証拠の保全が必要な場合には、当該研究機関に協力を求めるものとする。

- 2 最高管理責任者が証拠の保全に支障がないと認める場合には、被告発者の研究活動は制限を受けない。

（調査の中間報告）

第 15 条 資金配分機関からの求めがあった場合には、当該事案に係る研究の調査終了前に中間報告をするものとする。

（調査における研究又は技術上の情報の保護）

第 16 条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮する。

(認定)

第 17 条 調査委員会は、被告発者の弁明及び調査によって得られた物的・科学的証拠、証言等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

- 2 調査委員会は本調査の開始後、150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合にはその内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合を認定する。
- 3 不正行為が行われなかつたと認定される場合であつて、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たつては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 不正行為等の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、当該資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(調査結果の報告及び通知)

第 18 条 調査委員会は、本調査の結果を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、調査結果を告発者、被告発者、被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者及び本調査の実施を通知した者並びに理事長に対し通知する。被告発者が他の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。
- 3 当該事案が競争的資金によるものであるときは、最高管理責任者は、告発等の受付から 210 日以内に当該競争的資金の資金配分機関及び関係省庁に当該調査結果、不正発生要因、再発防止計画等を含む最終報告書を提出する。期限までに調査が終了していない場合は、中間報告を配分機関に提出する。
- 4 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があつたと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。
- 5 悪意に基づく告発との認定があつた場合、最高管理責任者は告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第 19 条 不正行為と認定された被告発者は、通知を受けた日から 10 日以内に、不服申立書（第 3 号様式）を提出することにより、不服申立てをすることができる。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、前項の規定により不服申立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者は調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 第 1 項の規定による不服申立てがあつた場合、調査委員会（前項ただし書きによる場合は、調査委員会に代わる者。以下、この条において同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。
- 5 当該事案の再調査の必要がないと決定した場合には、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 6 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあつたときは、告発者及び本調査の実施を通知した者に対して通知するものとし、競争的資金によるものであるときは、併せて資金配

分機関及び関係省庁にも通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 20 条 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を求めるものとし、その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。再調査を行う場合において、調査委員会は、ただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は告発者、被告発者及び競争的資金の資金配分機関及び関係省庁に、再調査を行う決定及び当該決定を通知する。

- 2 調査委員会が再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者、本調査の実施を通知した者、被告発者が所属する機関及び告発者に対し通知する。
- 3 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、最高管理責任者は、告発者が所属する機関、被告発者、被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者及び本調査の実施を通知した者に対し通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。
- 4 前項の悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てについて、調査委員会は、30 日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、審査の結果を告発者、告発者が所属する機関、被告発者、被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者及び本調査の実施を通知した者に対し通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査資料の提出)

第 21 条 最高管理責任者は、事案の調査継続中に資金配分機関から、被告発者に対する調査資料の提出又は閲覧を求められた場合、調査に支障がない限り、資金配分機関及び関係省庁の求めに応じるものとする。

(調査結果の公表)

第 22 条 最高管理責任者は、不正行為の認定があった場合は、速やかに不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、大学が公表時までに行った措置の内容並びに調査委員の氏名・所属、調査の方法及び手順等調査結果を公表する。

- 2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に明らかになっている場合は、調査結果を公表することができる。
- 3 悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名及び所属並びに悪意に基づく告発と認定した理由を併せて公表する。

(調査中における一時的措置)

第 23 条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

第 5 章 認定後の措置

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第 24 条 不正行為の認定があった場合、最高管理責任者は、不正行為への関与が認定された者及び不正行為が認定された論文等の主たる著者（筆頭著者若しくはコレスポンディング・オーサーなど論文作成の中心となった責任者）（以下、「被認定者等」という。）に対し、ただちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。

- 2 資金配分機関が競争的資金によらない大学その他の研究機関の共同研究などの場合は、前項の規定にかかわらず、不正行為が認定された旨のみを通知する。
- 3 最高管理責任者は、被認定者等に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

（不正行為は行われなかつたと認定された場合の措置）

第 25 条 不正行為は行われなかつたと認定された場合、最高管理責任者は、研究費支出の停止の措置及び証拠保全の措置を解除する。

- 2 最高管理責任者は、当該事案において不正行為が行われなかつた旨を調査関係者に対して、周知する。
- 3 最高管理責任者は、不正行為を行わなかつたと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 4 告発が悪意に基づくものと認定された場合、被告発者及び告発者の所属する機関に対して、告発者の氏名及び所属並びに悪意に基づくものと認定した理由を通知する。

（研究活動の不正行為を行つた研究者への対応）

第 26 条 理事長は、研究活動に不正行為が行われたと認定された研究者及び事務職員等に対して、内部規定に沿つた対応を行うものとする。

（研究費の不正な取引に関与した業者への対応）

第 27 条 理事長は、研究費の不正な取引に関与した業者に対して、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学契約事務取扱規程に沿つた対応を行うものとする。

第6章 モニタリング、内部監査

（研究費の適切な管理・運営状況の確認）

第 28 条 最高管理責任者は、不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、モニタリング体制を整備・実施するとともに、恒常的に組織牽制機能の充実・強化を図るため、最高管理責任者の直轄的組織として内部監査体制を整備し、実施するものとする。

- 2 内部監査部門は、毎年度定期的に、会計書類の型式的要件等が具備されているかなど財務情報に対するチェック及び競争的資金等の管理体制について監査を実施する。
- 3 内部監査の実施にあたっては、監事及び会計監査人との連携を図るものとする。

第7章 補則

（補 則）

第 29 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第1号様式)

申立日 年 月 日

申 立 書

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学長 様
(最高管理責任者)

所 属
氏 名
連絡先

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する取扱規程第6条の規定に基づき、下記の研究不正行為について、申し立てを行います。

1 被申立者の所属、氏名

所属
氏名

2 不正行為の具体的な内容と根拠

(捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用、二重投稿、不適切なオーサーシップ等の別)

(対象となる研究成果物の特定など)

(第2号様式)

異議申立日 年月日

異議申立書

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学長 様
(最高管理責任者)

所 属
氏 名
連絡先

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する取扱規程第11条第2項の規定に基づき、年月日付けで通知がありました調査委員会の委員のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

1 委員（長）名

2 異議申立の理由

(第3号様式)

不服申立日 年 月 日

不 服 申 立 書

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学長 様
(最高管理責任者)

所 属
氏 名
連絡先

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学における研究活動の不正行為及び研究費の不正使用に関する取扱規程第19条の規定に基づき、年 月 日付けで通知がありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

1 不服申立に係る箇所

2 不服申立の理由